

福岡県公報

平成18年9月29日
第2589号
増刊①

目次

公 告

○福岡県の人事行政の運営等の状況の公表 (人事課) 1

公 告

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成18年9月29日

福岡県知事 麻生 渡

一 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成17年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究職	医療職
新規採用	(3) 1,150	(1) 111	653	335	5		(2) 46
新規再任用	(8) 83	31	1	(8) 38	12	1	

(注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 「新規採用」欄の（ ）内は任期付採用職員で、内数です。

4 「新規再任用」欄の（ ）内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

平成17年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究職	医療職
離定期退職	529	122	220	143	30	14	
その他	1,057	183	230	569	16	59	
再任用の満了	(11) 78	(2) 23	1	(9) 38	14	2	

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 「再任用の満了」欄の（ ）内は短時間勤務職員で、内数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出 A 千円	実質収支 B 千円	人件費 B/A %	人件費率 16年度の件費率 %	(参考)
17年度	人 5,028,026	1,444,538,790	1,766,646	513,167,115	35.5	36.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給料	給 与	費	一人当たり給与費 B/A 千円	千円
18年度	人 55,879 (26)	243,942,752	50,941,460	103,909,969	398,794,181	7,133

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

3 () 内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(3) 特記事項

本県では厳しい県財政を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表に掲げるとおりです。

特別職	抑制措置	期間	内容	1人当たり年間削減額	
				8%減額	129.6万円
給料月額の減額	17年4月～19年3月 (2年間)	知事 副知事(ほか)常勤特別職	5%減額	56.3万円	平均
期末手当の減額	11年8月～19年3月 (7年8月)	知事 副知事(ほか)常勤特別職	20%減額	132.1万円	平均
一般職 給料月額の減額	17年7月～19年3月 (1年9月)	全職員	10%減額	45.9万円	平均
一般職 管理職手当の減額	17年7月～19年3月 (1年9月)	部長級の職員 次長級、課長級の職員	2%減額 5%減額 4%減額	8.8万円 8.2万円 3.5万円	平均

*このほか、平成11年度以後、勤務成績による特別昇給を実施していません。

3 職員の平均給与月額、平均年齢、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 円	平均給与月額 円
福岡県	43.1	353,471	435,596

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県全職種	49.4	348,852	399,208
うち用務員	51.9	352,901	389,964
うち自動車運転士	49.6	351,302	416,735
うち道路技術員	47.3	347,378	401,643

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	45.4	419,529	486,216

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	44.5	400,185	456,406

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	41.4	344,342	472,457

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区分		福岡県	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	176,800 (173,264)	190,800 円
	高校卒	142,800 (139,944)	153,800 円
高等学校教育職	大学卒	197,400 (193,452)	211,700 円
	高校卒	153,100 (150,038)	168,200 円
小・中学校教育職	大学卒	197,400 (193,452)	211,700 円
	高校卒	—	— 円
警察職	大学卒	195,000 (191,100)	213,200 円
	高校卒	166,400 (163,072)	185,300 円

(注) 平成17年7月1日から平成19年3月31日まで()内の額に減額しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況（18年4月1日現在）

区分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	270,287円	339,455円
	高校卒	218,675円	274,823円
技能労務職	高校卒	218,377円	263,691円
	中学校卒	—円	—円
高等学校教育職	大学卒	307,932円	363,413円
	高校卒	235,518円	282,209円
小・中学校教育職	大学卒	309,828円	365,063円
	高校卒	—円	—円
警察職	大学卒	279,819円	335,545円
	高校卒	244,012円	287,273円
			358,285円

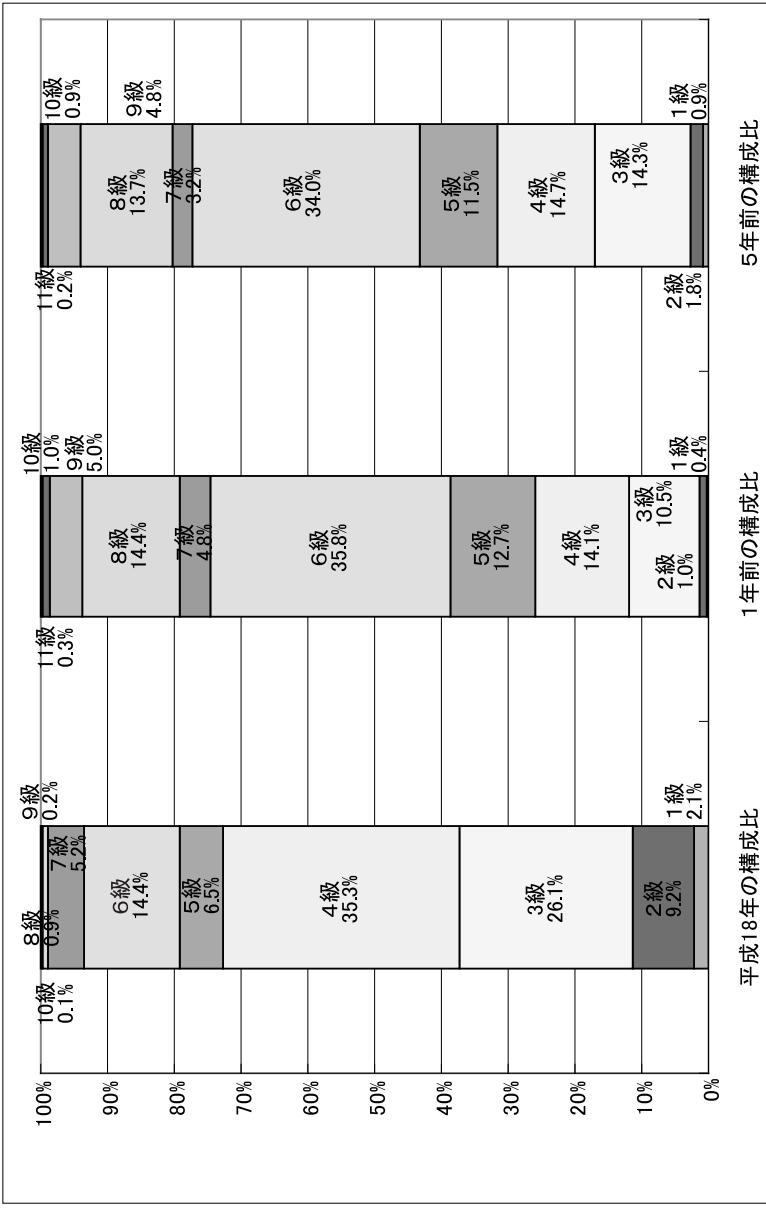
—:該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事 技術	186人	2.1%
2級	主任	820人	9.2%
3級	主査 困難な業務を処理する主任	2,325人	26.1%
4級	本庁の係長 困難な業務を処理する主任	3,148人	35.3%
5級	本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長	577人	6.5%
6級	本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐	1,290人	14.4%
7級	本庁の困難な業務を処理する課長	462人	5.2%
8級	本庁の次長	85人	0.9%
9級	本庁の事務局長	15人	0.2%
10級	本庁の部長	11人	0.1%

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



平成18年の構成比 1年前の構成比 5年前の構成比

(2) 昇給期間短縮の状況

区分		合計	行政職	技能労務職	高等(特殊・各種)学校教育職	小・中学校教育職	警察職
17年度 普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数	A	54,872	人	10,060	人	8,749	人
	B	2,334	人	536	人	263	人
比	B/A	4.3	%	5.3	%	4.5	%
						3.0	3.5
16年度 普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数	A	54,760	人	10,091	人	8,903	人
	B	2,836	人	515	人	48	人
比	B/A	5.2	%	5.1	%	4.5	5.1
							6.1

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福 岡 県	
1人当たり平均支給額(17年度決算見込)	
期末手当	1,247 千円
勤勉手当	585 千円
(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.4 月分
(1.6) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (18年4月1日現在)

福 岡 県	
(支給率)	
勤続20年	自己都合 勤奨・定年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年	33.50 月分 41.34 月分
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	871 千円 26,959 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (18年4月1日現在)

調整手当支給実績(17年度決算見込)		7,268,437 千円	
調整手当支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		127,320 円	
地域手当支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の割度(支給率)
東京都千代田区	13 %	34 人	13 %
名古屋市、大阪市	11 %	9 人	11 %
福岡市	3.5 %	16,588 人	7 %
北九州市	2.5 %	8,456 人	4 %
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、二丈町、志摩町	2.5 %	7,973 人	1 %
旧久留米市、旧飯塚市	2.5 %	3,616 人	1 %
その他県内市町村	2.5 %	16,110 人	0 %

(注) 1 平成18年度より調整手当に替えて、地域手当を導入しています。

2 医師及び歯科医師の支給率は11%です。

3 「旧久留米市」「旧飯塚市」とは合併前の久留米市、飯塚市です。

(4) 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算見込)		2,388,102 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		71,026 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		58.9 %	
手当の種類(手当数)	49		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等に勤務する職員	①狂犬病予防注射、犬の捕獲作業 ②感染症患者の救護、病原体の付着した物件の処理、検疫の作業 ③細菌検査	①日額300円 ②日額250円～360円 ③日額290円
放射線取扱手当	放射線技術職員又はその補助職員	放射線を使用して有害放射線の影響を受ける作業	日額300円
危険業務手当	土木事務所、ダム建設事務所、水産海洋技術センター、農業総合試験場、計量検定所に勤務する職員	①トンネル坑内のトンネル掘り作業 ②圧搾空気内作業 ③水面下4メートル以上上の深所作業 ④高所作業 ⑤潜水作業 ⑥大型農業機械作業 ⑦爆発物に係る立入検査	①日額560円 ②1時間210円 ～1,000円 ③日額140円、220円 ④日額220円、320円 ⑤1時間310円 ～1,500円 ⑥日額230円 ⑦日額300円
社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所、児童相談所、障害者更生相談所、女性相談所に勤務する職員で現業を行ふ所員等	①福祉に関する業務 ②接護の措置を要する者等を訪問し、これらの人者に面接して行う指導等業務 ③精神障害者の訪問指導業務 ④結婚後患者の家庭訪問指導業務 ⑤特に身体に危害を受けるおそれのある業務 ⑥要保護女子に関する相談、指導、一時保護業務	①月額9,500円、 11,900円 ②、③日額290円 ④日額230円 ⑤日額170円 ⑥月額11,900円
種雄牛取扱等作業手当	農業総合試験場に勤務する職員	種雄牛の自然交配等のため種雄牛を御する作業、牛馬の直腸検査	日額230円
職業訓練手当	高等技術専門校又は農業大学校に勤務する職員	職業訓練又は農業に関する授業及び実習	給料月額の10% (管理職手当受給者は5%)
有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場に勤務する職員	①有害農薬を使用した農作物の害虫等防除作業 ②人体又は特に危険な薬品を取り扱う業務	①日額250円、290円 ②日額130円～290円
県税事務手当	総務部税務課及び県税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務等	月額7,700円 ～15,300円 日額730円
夜間看護等手当	県立病院に勤務する看護師等	①夜間の看護業務 ②正規の勤務時間以外における救急医療等業務	①1回2,900円、 3,300円 ②1回1,240円

漁業取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、水産海洋技術センターに勤務する職員	①海上における被疑者の追跡又は取調べ業務 ②航海中の船舶における調査等 ③現業職員が5t未満の船舶を運転した場合	①日額500円 ②日額280円 ③日額380円
病害虫防除業務手当	病害虫防除所に勤務する職員	病害虫の発生予察及び防除	給料月額の10% (管理職手当受給者は5%)
特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所、保健環境研究所、流域下水道事務所に勤務する職員	①一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)の立入検査 ②特別管理産業廃棄物処理施設の立入検査 ③化製場又は死亡獣畜取扱場の立入検査 ④下水道処理施設の検査業務	日額230円
用地交渉手当	農政部、土木部、建築都市部等に勤務する職員	用地交渉業務	月額16,100円 日額800円、1,210円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	消防学校の教育訓練業務	日額720円
災害応急作業手当	土木事務所に勤務する職員	異常な気象状況のもとでの、災害の未然防止、災害の応急処置作業	日額480円～1,095円
道路上作業手当	土木事務所に勤務する職員 道路技術員	交通量の頻繁な道路上において、交通を遮断することなく行き来する道路の維持修繕作業 ①加熱アスファルト混合物を使用した道路の舗装作業 ②道路上における動物の死体処理作業	日額300円 ①日額160円 ②日額230円
歯科衛生士養成指導手当	九州歯科大学附属歯科衛生学院に勤務する職員	歯科衛生士を養成するための授業及び実習	月額15,700円
(ほ場等)管理業務手当	農業総合試験場に勤務する職員	①農業機械等を操作してほ場等を管理する業務 ②ふん尿を収集し、ほ場に散布する作業	①月額1,500円 ②日額230円
動物等保護管理作業手当	保健福祉環境事務所に勤務する動物愛護管理技術員	負傷動物の収容等の業務	月額4,000円
教育職員の兼務手当	教育職員	全日制の教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその他の場合	授業1時間2,880円

夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びその他 の職員	高等学校又は中等教育学校の 後期課程の夜間定時制の課程に 勤務した場合	給料月額の4% (事務長は給料月額の 2%)
多学年学級担当手当	教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、中等教育学校 の前期課程の2年の学年の児童又 は生徒で編制されている学級を 担当し授業又は指導に從事した 場合	日額290円
通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教育職 員(本務職員を除く) ②通信教育を行う学校及び協力 校の教育職員(本務職員を除く)	①添削指導 ②面接指導	①1通当たり100円 ②1時間2,880円
漁獲手当	福岡県立水産高等学校の船員	実習船に乗り込み、漁ろうに從事 した場合	1航海ごとに、その航海 における漁獲物の総水 揚量の18~3%に相当 する額を手当額とし、 職員に対するそれぞれ の支給額は、条例別表 の支給基準率の範囲内 で、その者の勤務成績を 勘案して、その都度教育 委員会が定める
実習船乗船手当	①福岡県立水産高等学校の教育 職員 ②福岡県立水産高等学校の職員	①実習船に乗り組み、漁ろうを伴 う航海における生徒の実習指 導等 ②船員法第82条の2第4項に規 定する業務	①日額6,160円 ②日額180円
有害農薬による害虫等防 除作業手当	農業高校の教諭、実習助手等	有害農薬を使用しての害虫等防 除作業	1級 日額290円 2級 日額250円
教員特殊業務手当	教諭、助教諭、講師、実習助手、 寄宿舎指導員等	1号 学校の管理下において行う 非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時ににおける児童 ・生徒の保護又は緊急の 防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病 等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急 の補導業務 2号 修学旅行等の引率・指導業 務で宿泊を伴うもの 3号 対外運動競技等の引率・指 導業務で宿泊を伴うもの等 4号 部活動の指導業務で週休 日等に行なうもの 5号 入学試験の監督、採点又は 合否判定の業務	日額 1号イ(非常災害) 3,200円 リ(特に甚大な非常 災害) 6,400円 1号ロ(負傷、疾病) 3,000円 1号ハ(補導) 1,500円 2号(修学旅行等) 1,700円 3号(対外試合) 1,700円 4号(部活動) 1,200円 5号(入試) 900円
補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする 教育職員	補導教員が児童又は生徒の補 導業務に從事した場合	月額5,000円

教育業務連絡指導担当者 教育業務の従事する犯罪及び捜査並びに被疑者逮捕の作業 留置場看守及び被疑者(被告人その他の法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業 警ら作業 爆発物の取締り及び処理の作業 夜間特殊業務に従事する作業 救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主任 *進路指導主任(高等学校及び 特殊学校の高等部に置かれる もの) *学科主任 *農場長 *寮務主任 *学年主任(一の学年が3学級 以上の学年に置かれるもの)	主任等に発令された教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合 主として私服員の従事する犯罪及び捜査並びに被疑者逮捕の作業 留置場看守及び被疑者(被告人その他の法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業 警警察官(警部以下)における事故捜査・交通違反取締り等の作業 現場等における犯罪鑑識の作業 交通指導取締り、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等の作業 銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等の作業 結核患者に接觸して行う治療に關する諸注意、情報提供等の作業 死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接觸する作業 鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内において、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があつたときに、当該坑内において行う災害に關連した作業 航空機の操縦及び整備並びに航空機に搭乗して行う操縦以外の作業 警ら(警部以下)における警ら作業 爆発物取締り作業 正規の勤務時間において從事する作業、指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき 危険を伴う山岳地における遭難者の救難救助の作業又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他の異常な事態における救難救助の作業	日額200円 日額320円、560円 日額230円、240円 日額310円～840円 日額280円、560円 日額250円～560円 日額820円～1,640円 日額230円 日額1,100円～2,500円 1体当たり2,500円 日額1,900円 ①月額119,200円 ②月額128,100円 ③月額1,900円、 2,200円 日額340円 ①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円 1回410円～1,100円 日額410円、840円
	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等の作業	日額320円、560円
	警察職員	留置場看守及び被疑者護送の作業	日額230円、240円
	警察職員	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等の作業	日額310円～840円
	警察職員	現場等における犯罪鑑識の作業	日額280円、560円
	警察職員	交通指導取締り、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等の作業	日額250円～560円
	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等の作業	日額820円～1,640円
	保健師	結核患者に接觸して行う治療に關する諸注意、情報提供等の作業	日額230円
	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接觸する作業	日額1,100円～2,500円 1体当たり2,500円
	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内において、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があつたときに、当該坑内において行う災害に關連した作業	①月額119,200円 ②月額128,100円 ③月額1,900円、 2,200円
	警ら(警部以下)	①航空機の操縦作業 ②航空機の整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	①月額119,200円 ②月額128,100円 ③月額1,900円、 2,200円
	警ら作業	警ら作業	日額340円
	警察職員	①爆発物取締り作業 ②爆発物処理作業	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	警察職員	正規の勤務時間において從事する作業、指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	1回410円～1,100円
	警察職員	危険を伴う山岳地における遭難者の救難救助の作業又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他の異常な事態における救難救助の作業	日額410円、840円

夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突然的に発生した業務を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて從業に従事する場合で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	1回1,240円
潜水作業	警察官	潜水器具を着用して行う潜水の作業	1時間310円～1,500円
国際緊急援助作業	警察官	海外の地域において行う国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	日額4,000円
サリンその他特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下で、現場において行う救助又は捜査等の作業	日額250円～4,600円
海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において從事する犯罪の捜査に関する情報収集の作業(人事委員会が定める場合に限る。)	日額1,100円
身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護の作業	日額640円、1,150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算見込)	9,240,016 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)	174 千円
支給実績(16年度決算)	8,982,942 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	168 千円

(6) その他手当 (18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	(17年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人目まで 6,000円 ・扶養者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者ががない場合の1人目 11,000円 ・3人目以下 5,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度までの子の加算額は、国は5,000円	16歳になる年度初めから22歳になつた年度未までの子の加算額は、国は5,000円	6,993,299 千円	240,841 円

住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃ー12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円(家賃ー23,000円)×1/2 (27,000円限度) ○自宅居住者で世帯主である職員 ・4,900円 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	持家居住職員の手当額は、国は2,500円(新築等の日から5年を経過するまでの間に限り異なる)	4,125,173 千円	121,615 円
	○通勤のため交通機関、交通用具(自動車等を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額+特別料金等の額	(国の制度) 運賃等相当額の支給限度額 55,000円 新幹線等利用者の特別料金 加算額は特別料金×1/2 (上限2万円) 交通用具利用者 の支給額 2,000円～ 24,500円	6,692,044 千円	127,723 円
	○専門的知識を必要とし、かつ、採用による次員補充がある等の事情が考慮される職員に新たに採用される職員のたために設けられたもので、民間企業の初任給との水準を調整するために支給される ・医師、歯科医師 306,900円以内(35年) ・研究員 100,000円以内(10年) ・獣医師 13,000円以内(5年)	国は獣医師への支給なし 異なる	122,858 千円	568,785 円
初任給調整手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上) ・23,000円(交通距離100km以上の場合、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ	—	86,721 千円
単身赴任手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常の宿日直 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・特殊業務、生活指導等 7,200円 ・寄宿舎指導員 5,900円	国は通常の宿日直は4,200円 異なる	1,600,891 千円	206,141 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給 (管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません) ・役職の区分に応じ、1回4,000円～ 12,000円 勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額)	同じ	—	80,377 千円
				200,440 円

夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に 支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%× 午後10時から翌日の午前5時までの 勤務時間	異なる 勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる 勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	1,079,915 千円	113,675 円
休日勤務手当	○祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100 ×勤務時間数	異なる 勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる 2,420,007 千円	192,217 円	
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、給料月額×10%～25%（学校職員、教職員は10%～16%）	異なる 国は本省の課長補佐に8%の管理職手当を支給し、かつ時外勤務手当を併給しているが、本県には当該制度なし	2,564,790 千円	744,712 円	
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の改良普及事業に従事する職員の職務の特殊性に対して支給 ・職務に応じ、給料月額×8%・12%			174,991 千円	490,171 円
特地勤務手当（県警）	○職員が生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合の精神的な負担や生活の不便に対するために設けられている配置しやすくするために設けられてい る ・（給料の月額＋扶養手当）×級地区 分別支給割合一地域手当 級地区分別支給割合 4%～25%	同じ —			
特地勤務手当に準ずる手当（県警）	○特地公署又は特地公署に準ずる公署に勤務するたために住居を移転した職員に 支給 ・（給料の月額＋扶養手当）×支給率 異動後4年間 4%～6%、 5年目4%、6年目2%（最高6年）	同じ —		108,249 千円	283,374 円
へき地手当（学校）	○職員が生活の著しく不便な地に勤務することによる精神的負担、生活不便に対する処し、職員間の給与の均衡、人事管理等を円滑化を図り、教育の機会均等を保障するもの ・（給料の月額＋教職調整額＋扶養手当）×級別支給割合一地域手当 *級地区分別支給割合 4%～25%				
へき地手当に準ずる手当（学校）	○へき地等学校等に勤務した職員に支給 ・（給料の月額＋教職調整額＋扶養手当）×支給率 *支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%				

義務教育特別手当 義務教育等 教員	○義務教育等諸学校に勤務する教育職員 に支給 ・月額20,200円を超えない範囲内で、 職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の 支給を受ける期間は調整支給する。 *後間定時制、通信教育に係る定通 手当又は農業、水産に係る産業教 育手当の受給期間：定額の3/4の 額 *上記以外の者：定額の2/4の額	5,471,153 千円	165,908 円
	○農業、水産、工業の教科の授業及び実 習を担当する場合 ・(給料月額+教職調整額)×10% (定通手当受給者、管理職手当受 給者は6%)	299,814 千円	419,321 円
産業教育手 当	○定時制課程及び通信制課程に勤務す る教育職員 ・(給料月額+教職調整額)×10% (管理職手当受給者は8%)	204,412 千円	454,249 円
定時制通信 教育手当			

6 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区分	分	給料	月額	等
給料	知事	1,350,000 (1,242,000)	円	
	副知事	1,080,000 (1,026,000)	円	
	納長	910,000 (864,500)	円	
報酬	議長	1,110,000	円	
	副議長	980,000	円	
	議員	890,000	円	
期末手当	知事	(17年度支給割合) 3.35	月分	
	副知事			
	納長			
議	議長	(17年度支給割合) 3.35	月分	
	副議長			
	議員			
退職手当	知事	(算定方式) 135万円×在職月数×0.8	(支給時期) (任期毎)	
	副知事	108万円×在職月数×0.6		
	納長			
地域手当	知事	91万円×在職月数×0.4	(任期毎)	
	副知事	支給率 3.5%		
	納長			

(注) 知事、副知事及び出納長の給料は、
平成17年4月1日以後、()内の額に
減額しています。

(注) 知事、副知事及び出納長の期末手当は、
平成11年12月期から平成18年12月期まで
の間、上記支給割合により算出した額から
知事にあつては当該額の100分の20を、副
知事及び出納長にあつては当該額の100分
の10を乗じて得た額を減じています。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

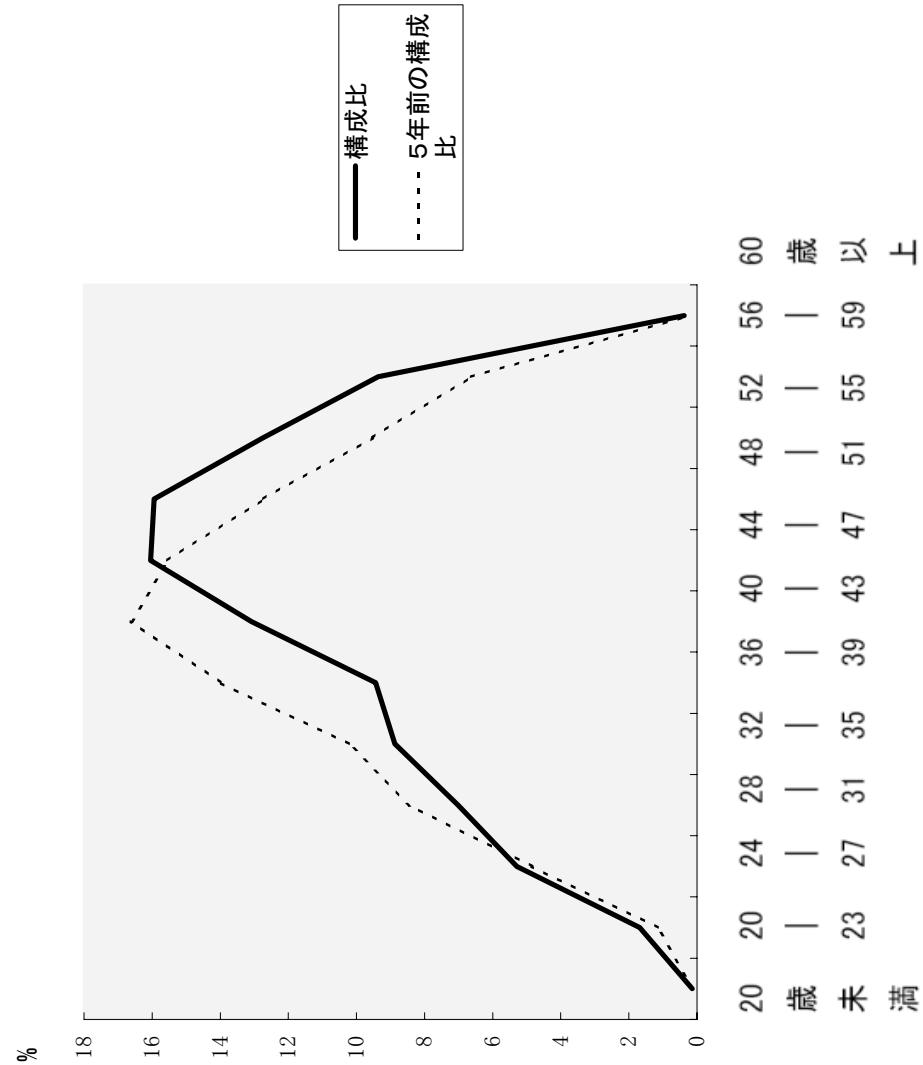
(各年4月1日現在)

機関名	区分		平成18年	平成17年	対前年増減数	主な増減理由
	職員	員数				
知事部局	8,689	9,175			△ 486	組織機構の改善及び事務事業の見直しなど
教育委員会	32,496	32,549			△ 53	県立高校等の生徒数減に伴うものなど
その他	11,625	11,412			213	警察法施行令の改正など
合計	52,810	53,136			△ 326	

(注) 1 その他は、各種委員会（教育を除く。）、警察本部、議會事務局、企業局。

2 知事部局には、県立大学を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況（18年4月1日現在）



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	県全体で2,500人の純減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

知事部局	8,075人
・教育委員会	31,249人
・その他	11,312人
・合計	50,636人 ※いずれも定員ベース

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

区分		平成17年 計画前年	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	(参考) 数値目標
部	門							
知事部局		9,175人	8,689人	-	-	-	-	8,075人

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間

2 知事部局には、県立大学を含みます。

区分		平成17年 計画前年	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	(参考) 数値目標
部	門							
教育委員会		32,549人	32,496人	-	-	-	-	31,249人
その他		11,412人	11,625人	-	-	-	-	11,312人

(注) その他は、各種委員会(教育を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局。

(参考)(各年4月1日現在)

8 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア 決算見込

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
17年度	千円 459,162	千円 20,034	千円 170,287	% 37.1	40.1

予算
ノ

区分	職員數 A	給与費			計 B	B/A	一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
18年度	15人	64,394千円	20,825千円	28,233千円	113,452千円		7,563千円

(注) 1 職員手賃と給与費は當初予算に當てば、(2)の如きを上記の如きを含めます。

卷之三

	抑 制 措 置	期 間	内 容
一般職	給料月額の減額 管理職手当の減額	17年7月～19年3月 (1年9月)	全職員 2%減額
		17年7月～19年3月 (1年9月)	次長級、課長級の職員 4%減額

*このほか、平成11年度以後、勤務成績による特別昇給を実施していません。

② 暖昌の其本給 五均日貯額五倍正均年齢の半額(18年1月1日現在)

職業別人口		平均年齢		基本統計
区	分	性別	年齢	
福岡県			43.4 歳	364,4

③ 職員の手当の状況

(注) ()内は 割合用職務に係る割合です

イ 退職手当（18年4月1日現在）

福 岡 県	
(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.50 月分 30.55 月分
勤続25年	33.50 月分 41.34 月分
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分
その他の計算措置	定年前早期退職特例措置
1人当たり平均支給額	0 千円 31,200 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

調整手当支給実績(17年度決算見込)		2,125 千円	
調整手当支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	132,805 円
福岡市	3.50 %	6 人	3.50 %
福岡市を除く福岡県内の地域	2.50 %	9 人	2.50 %

(注) 平成18年度より調整手当に替えて、地域手当を導入しています。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算見込)		2,040 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		226,667 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		60.0 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
事業所に勤務する職員の特 殊勤務手当	事業所に勤務する職員	電気	月額15,300円(管理職7,650円)
発電業務等に從事する職員 の特殊勤務手当	発電業務に従事する職員	発電業務	月額5,100円(管理職2,550円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算見込)		5,315 千円	
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		380 千円	
支給実績(16年度決算)		4,001 千円	
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		286 千円	

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当 (18年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容(17年度決算見込)	支給実績(1人当たり平均支給年額)(17年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人目まで 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者がない場合の1人目 11,000円 ・3人目以降 5,000円 ・16歳にならぬ年度初めから22歳になつた年度末までの子の加算 5,200円	同じ	— 2,885 千円	288,480 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+（家賃-23,000円）×1/2 (27,000円限度) ○自家居住者で世帯主である職員 4,900円 ○単身赴任手当をする職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	同じ	— 2,066 千円	158,954 円
通勤手当	○通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額+特別料金等の額	同じ	— 5,969 千円	397,939 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、一重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上) ・23,000円(交通距離100km以上の場合は、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ	— 0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません) ・役職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額)	同じ	— 0 千円	0 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	— 16 千円	4,096 円
休日勤務手当	○祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	— 104 千円	17,287 円

○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給して受職の区分に応じ、給料月額×10%～25%	同じ	—	2,247 千円	1,123,590 円
---	----	---	----------	-------------

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標 (数・率)

→7(3)①を参照 (公営企業分は県全体の内数として含まれています)

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

→7(3)②を参照 (公営企業分は「その他」の内数として含まれています)

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況 (実績) の概要

→7(3)③を参照 (公営企業分は「その他」の内数として含まれています)

(2) 工業用水道事業 ① 職員給与費の状況

ア 決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率 %	
					計 千円	期末・勤勉手当 千円
17年度	1,399,181	196,369	189,716	13.6	13.0	

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	
18年度	18	83,458	25,840	37,653	146,951 8,164

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

特記事項

- ・給与等の抑制状況

抑 制 措 置 期 間	内 容
給料月額の減額 17年7月～19年3月 (1年9月)	全職員 2%減額
管理職手当の減額 17年7月～19年3月 (1年9月)	次長級、課長級の職員 4%減額

* このほか、平成11年度以後、勤務成績による特別昇給を実施していません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.4 歳	380,117 円	602,979 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

日本の元主の御歴

③ 機関の手当の実況

・勤勉手当		福岡県		千円		千円	
		1人当たり平均支給額(17年度決算見込)		勤勉手当		勤勉手当	
期末手当		1,298		勤勉手当		勤勉手当	
勤勉手当		671		1.4 月分		(0.7) 月分	
(17年度支給割合)		期末手当		勤勉手当		勤勉手当	
		3.0 月分		1.4 月分		(0.7) 月分	

(注) ()内は 務任職員に係る支給割合です

千葉県立美術館

県	岡	自己都合	雇用・定年
福	(支給率)		
勤続20年	23.50	月分	30.55 月分
勤続25年	33.50	月分	41.34 月分
勤続35年	47.50	月分	59.28 月分
最高限度額	59.28	月分	59.28 月分
その他)の計算措置			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
			11.1.1. 他の雇用形態の年金支給額
			0 玉口 21 200 千円

(注)

卷之三

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

調整手当支給実績(17年度決算見込)		2,464 千円	
調整手当支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		136,896 円	
地域手当支給対象地域	支給率	支給対象職員数	
福岡市	3.50 %	9 人	3.50 %

(注) 平成18年度より調整手当に替えて、地域手当を導入しています。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算見込)		1,561 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		173,400 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		50.0 %
手当の種類(手当数)		1
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
事業所に勤務する職員の特 殊勤務手当	事業所に勤務する職員	月額15,300円(管理職7,650円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算見込)		4,055 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		290 千円
支給実績(16年度決算)		4,169 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績(17年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人目まで 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者がない場合の1人目 11,000円 ・3人目以降 5,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になつた年度末までの子の加算 5,200円	同じ	2,636 千円	219,692 円

住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 11,000円+（家賃－23,000円）×1/2 (27,000円限度) ○自家居住者で世帯主である職員 ・4,900円	同じ	—	2,195 千円	137,200 円
	○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算				
通勤手当	○通勤のため交通機関、交通用具（自動車等）を使用している職員（歩歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く） ・交通機関を使用している職員運賃等相当額（鉄道利用者は6箇月定期券の額） ・交通用具（自動車等）を使用している職員 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額+特別料金等の額	同じ	—	4,777 千円	265,380 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減するること等を目的として支給（職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上） ・23,000円（交通距離100km以上の場合は、距離に応じて6,000円～45,000円加算）	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません） ・役職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額）	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	○祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	148 千円	24,686 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、給料月額×10%～25%	同じ	—	4,637 千円	1,159,163 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標 (数・率)

→7(3)①を参照 (公営企業分は県全体の内数として含まれています)

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

→7(3)②を参照 (公営企業分は「その他」の内数として含まれています)

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

→7(3)③を参照 (公営企業分は「その他」の内数として含まれています)

(3) 工業用地造成事業

① 職員給与費の状況

ア 決算見込

区分	職員数 A	総費用 純損益又は 実質収支 B	職員給与費		総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
			給料	手当		
17年度	千円	千円	千円	千円	51.1%	145.3
135,868	△ 87,003	69,415				

イ 予算

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	手当	期末・勤勉手当	
18年度	人	千円	千円	千円	千円
11	50,302	14,350	23,070	87,722	7,975

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

ウ 特記事項

・給与等の抑制状況

抑 制 措 置	期 间	内 容
給料月額の減額	17年7月～19年3月 (1年9月)	全職員 2%減額
一般職 管理職手当の減額	17年7月～19年3月 (1年9月)	次長級、課長級の職員 4%減額

*このほか、平成11年度以後、勤務成績による特別昇給を実施していません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.7歳	391,653円	605,108円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

福	岡	県
1人当たり平均支給額(17年度決算見込)		
期末手当	1,161	千円
勤勉手当	538	千円
(17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.4 月分	
(1.6) 月分	(0.7) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 5~20%		
管理職加算 10~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

福	岡	県
(支給率)		
勤続20年	自己都合	勧奨・定年
	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	31,200 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

福岡市	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
福岡市を除く福岡県内の地域	3.50 %	8人	3.50 %
福岡市を除く福岡県内の地域	2.50 %	3人	2.50 %

(注) 平成18年度より調整手当に替えて、地域手当を導入しています。

工 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算見込)		551 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		183,600 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度) 手当の種類(手当数)	1	37.5 %
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価

事業所に勤務する職員の特 殊勤務手当	事業所に勤務する職員	工業用地造成業務 月額15,300円
-----------------------	------------	--------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算見込)		1,787 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算見込)		223 千円
支給実績(16年度決算)		1,634 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当 (17年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 单 価	一般行政職 の制度と異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容 (17年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 1.3,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人目まで 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者がない場合の1人目 11,000円 ・3人目以降 5,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になつ た年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	1,262 千円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃 を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+（家賃－23,000円）×1/2 (27,000円限度) ○自宅居住者で世帯主である職員 ○単身赴任手当を支給されている職員の 配偶者が居住する住居 ・4,900円 ・上記額の1/2を加算	同じ	—	1,106 千円
通勤手当	○通勤のため交通機関、交通用具(自動 車等)を使用している職員に支給(歩歩 により通勤するものとした場合の通勤距 離が片道2km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道利用者は6箇 月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している 職員 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額+特別料 金等の額	同じ	—	1,802 千円

単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上の場合は、交通距離100km以上の場合は、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ	－	0 千円	0 円
	○管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における通常の勤務に対して支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません) ・役職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額)	同じ	－	0 千円	0 円
	○祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	－	68 千円	17,038 円
	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、給料月額×10%～25%	同じ	－	116 千円	115,812 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標 (数・率)

→7(3)①を参照 (公営企業分は県全体の内数として含まれています)

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

→7(3)②を参照 (公営企業分は「その他」の内数として含まれています)

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

→7(3)③を参照 (公営企業分は「その他」の内数として含まれています)

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して、条例等で定めています。その概要是、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日にについて8時間、1週間にについて40時間です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとされています。また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び福岡市内の出先機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、午後12時から午後12時45分までの45分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通事故の事故等24項目を設けています。

(5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もつて職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として平成4年度に設けた制度です。
平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げたところです。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもたちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っています。

10 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良好な場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は免職することができる場合は、①勤務実績が良好な場合、②心身の故障の場合等であり、また、休職にすることができる場合は、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。平成17年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合		0	1		1
心身の故障の場合		0	0	614	614
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合（条例及び規則）				10	10
災害により生死不明又は所在不明となつた場合（条例・定めた事由）				0	0
合 計		0	1	624	625

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合のいづれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。平成17年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計	(単位:人)
給与・任用に関する不正(給与不正領得等)	0	0	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	1	5	5	3	3	14	
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	2	2	3	2	2	9	
収賄等関係 (収賄、横領等)	0	0	0	0	0	0	
道路交通違反	1	0	2	3	3	6	
監督責任	0	0	0	0	0	0	
合 計	4	7	10	8	8	29	

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

11 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の労働者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならぬ基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。また、入札参加事業者との職務外での交際

のうち、個別に承認を得た事項については、例外としてこれを行うことができますが、知事部局におけるこれまでの承認件数は、平成15年度:4件、平成16年度:5件、平成17年度:5件となっています。

12 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・研修所研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならぬことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成17年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	外国語会話研修支援 通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修(同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所等における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修 等) 専門研修(企業戦略ケーススタディ、プレゼンテーション、コーチング、行政法、民法、財務諸表分析入門 等) 特別研修(NPOとのパートナーシップ、公務員倫理指導者養成、接遇指導者養成、短期企業体験 等)
派遣研修	自治大学校派遣 都道府県、市町村、企業等派遣 大学院派遣 海外派遣

(教職員)

研修所等における研修	基本研修(初任者研修、10年経験者研修、校長研修会 等) 短期研修(各教科の指導に係る研修 等) 長期研修
派遣研修	中央研修 海外研修 国公立大学・大学院派遣長期研修 等

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外・部内講師による講演
警察学校における研修	採用時教養 昇任時教養 専科教養
派遣研修	国際犯罪捜査実務海外研修 語学委託研修 等

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。
職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を行っています。

今後は、職員の意欲や能力を引き出す人事制度を確立するため、業績評価と能力評価からなる公正で信頼性の高い人事評価制度の構築が不可欠です。このため、平成18年度から、新しい人事評価制度を管理職員から順次導入していくこととしています。

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の安全衛生管理制度規程・健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者又は健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに総括安全衛生委員会・警察本部衛生委員会等の設置を行っています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は健康管理担当者(所長・副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に一般定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によつて保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する団体協約を締結するとの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。これらの制度の状況は、「平成17年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

二 平成17年度における福岡県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

① 職種及び日程

試験の種類	職種	試験区分等	受付期間	1次試験	2次試験	日程	最終合格発表
上級	行政、学校事務、土木、建築、機械、電気、化学生、農業、農業土木、林業、畜産、水産、獣医師、薬剤師	5月23日～6月3日	6月26日	7月22日～8月1日		8月30日	
中級	行政事務、学校事務、警察事務、栄養士	8月15日～8月26日	9月25日	10月27日～11月10日	11月8日～11月11日	11月25日	
初級	一般事務、学校事務、警察事務、土木、林業	7月25日～8月5日	9月4日	11月12日～11月13日		11月25日	
民間企業等職務経験者	行政	4月4日～4月25日	5月22日	6月16日～6月28日	8月4日	8月28日	
警察官A(男性)	第1回	5月23日～6月13日	7月10日	9月1日～9月20日	10月26日	11月25日	
警察官A(女性)	—	5月23日～6月13日	7月10日	9月15日～9月16日	10月26日	11月25日	
警察官A(武道指導)	—	4月4日～4月25日	5月22日	6月26日～6月30日	8月4日	8月28日	
警察官B(男性)	—	8月29日～9月20日	10月16日	11月9日～11月17日	12月22日	1月25日	
警察官B(特殊募集(男性))	—	4月4日～4月25日	5月22日	6月25日～6月30日	8月4日	8月28日	
警察官B(女性)	—	8月29日～9月20日	10月16日	11月18日	12月22日	1月25日	
警察官C	経済、語学(北京語)、ハングル)、情報工学	4月4日～4月25日	5月22日	6月26日～6月27日	8月4日	8月28日	

(2) 人数

試験の種類	採用予定数(人)	申込者数(人)	受験者数(人)	受験率(%)	合格者数(人)	一次合格率(%)	最終合格者数(人)	競争倍率(倍)
上級	52	1,927	1,187	61.6	158		56	21.2
中級	30	1,523	1,033	67.8	92		34	30.4
初級	24	894	679	76.0	80		26	26.1
民間企業等職務経験者	5	1,258	791	62.9	20		8	98.9
警察官A(男性)	370	6,854	5,694	83.1	2,302		490	11.6
警察官A(女性)	12	638	446	69.9	71		17	26.2
警察官A(武道指導)	5	14	11	78.6	9		5	2.2
警察官B(男性)	168	4,211	3,313	78.7	998		225	14.7
警察官B(女性)	7	519	348	67.1	47		15	23.2
警察官C	18	84	62	73.8	32		8	7.8
計	691	17,922	13,564	75.7	3,809		884	15.3

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることがされていますが、人事委員会の定める職について、人事委員会の承認があった場合は選考によることができるござります。

各任命権者から提出された採用選考請求についての承認状況は、次のとおりです。

職	知事	教育委員会	警察本部長	計
部長相当職	2			2
次長相当職	1 3	1	1	1 5
課長相当職	1 6	7	6	2 9
課長補佐相当職	2 1			2 1
係長相当職	2 5			2 5
上級係員相当職	1 2			1 2
係員相当職	1 3	2	6	2 1
計	1 0 2	1 0	1 3	1 2 5

なお、人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職種	採用予定数(人)	申込者数(人)	受験者数(人)	一次合格者数(人)	最終合格者数(人)	競争倍率(倍)
選考 (前期)	研究職員(機械A、化学A、化学B、化学D、薬学)、児童自立支援専門員	7	76	58	21	7	8.3
選考 (後期)	職業指導員(製版・印刷科) 一般事務	1 2	2 72	2 64	2 8	— 2	32.0
身体障害者を対象とする採用選考							

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。
任命権者へ委任したものと除く昇任選考の承認状況は、次のとおりです。

職名	知事	教育委員会	警察本部長	合計
部長	8	2		10
次長	27	3	15(13)	45
課長	84	12	50(45)	146
課長補佐	186	42	8	236
係長	298	53	23	374
計	603	112	96(58)	811

(注1) 職名の欄は、相当職を含む。

(注2) ()内は公安職で内数

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、以下の任期付職員(任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員)の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

平成17年度の任期付職員採用はありませんでした。

(注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの。

・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの。

・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの。

2 職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

(1) 給与勧告の概要

- ① 平成17年4月の公民較差に基づく給与改定
～2年ぶりに月例給を引下げ～
ア 逆較差(△0.66%)の是正のため、月例給を引下げ改定
給料月額の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ、調整手当の引下げ
- イ 期末・勤勉手当の引上げ(0.05月分)
- ② 給与構造の抜本的な改革の実施
～年功的な給与処遇を見直し、職務・職責を的確に反映した制度への改革～
給料表水準の引下げ、地域手当の新設、給与カーブのフラット化、勤務実績に基づく昇給制度の導入等

(2) 勧告日

平成17年10月12日

(3) 公民較差

本年	参考(平成16年)
△0.66% △2,636円	0.03% 110円
(△0.62% △2,478円)	(0.06% 261円)

※()内は給与の減額措置(管理職手当のカット)後の率及び額

(4) 給与構造の改革

- ① 改革の内容
ア 給料表

人事院勧告における俸給表の改定に準じて改定
(給料水準の引下げ、年功的な給与上昇を抑制するための給与カーブのフラット化、職務・職責を明確にするための級構成の再編等)

イ 昇給制度

昇給時期を年1回に統一、成績良好な職員の昇給号給数の変更、枠外昇給制度の廃止

ウ 地域手当

調整手当を地域手当に改め、当面の支給地域及び支給割合を設定

支給地域	支給割合
東京都千代田区	100分の13
大阪市	100分の11
名古屋市	100分の11
福岡市	100分の3.5
福岡市を除く福岡県内の地域	100分の2.5

② 実施時期等

- 平成18年4月1日から実施
- 新給料表に切り替えた後の給料月額が切り替える前の給料月額に達しない職員に対しては、人事院勧告の差額の支給方法に準じて、差額に相当する額を支給する。

(5) 報告(意見)

① 人事給与制度について

給与の年功的な上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分に反映して職員の土気や成果創出への意欲を高めるための人事給与システムを構築することが不可欠である。その前提となる客観的で公平性や透明性が高い人事評価制度を早急に整備する必要がある。

② 給与改定等について

- ・ べき地手当については、国の特地勤務手当に準じて制度の見直しを行うとともに、社会情勢の変化等を考慮して、級別区分等の見直しを検討する必要がある。
- ・ 特殊勤務手当については、手当ごとの業務の実態等を精査して、見直しを進める必要がある。

③ 勤務環境の整備等について

- ・ 時間外勤務の縮減等については、特に管理監督者が職員の心身両面の健康に配慮しつつ、時間外勤務の必要性・緊急性を判断するなど、業務管理能力を一層発揮する必要がある。
- ・ また、年次休暇を取得しやすい雰囲気づくりを更に進め、計画的な取得促進などの対策を行う必要がある。

- ・ 健康管理対策については、メンタルヘルス対策に申し、職場全体でより一層の予防的な取組を行うことが重要であり、職員が安心して働ける職場をつくり、職場全体の活性化と行政サービスの向上につなげていく必要がある。

- ・ 職業生活と家庭生活の両立支援については、特定事業主行動計画に掲げられた具体的な取組の円滑な実施、数値目標の達成に向けて、両立支援策の取組を更に推進する必要がある。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に申し、適切な行政上の措置を求める要求があつた場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

(1) 係属の状況

	平成16年度末 の係属件数	平成17年度中 の要求件数	平成17年度中 の処理件数	平成18年度へ の繰越件数
県 分	0	1	1	0
受託分	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町村分

(2) 審査の状況

県 分	事 案 名 (給与関係に関する要求)	審査等の状況 却下(H18.3.28)

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があつた場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

(1) 係属の状況

		平成16年度末 の係属件数	平成17年度中 の申立て件数	平成17年度中 の処理件数	平成18年度へ の繰越件数
県 分 分	懲戒処分	90, 828	1	343	90, 486
	分限処分	7	0	1	6
	その他	490	0	481	9
受 託 分 分	計	91, 325	1	825	90, 501
	懲戒処分	0	0	0	0
	分限処分	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町村分

(2) 審査の状況

県 分	事 案 名	審査等の状況
平成16年(不)第1号事案	口頭審理2回実施後、処分承認	
昭和43年(不)第5号ほか118事案	審査の打切り(H17.7.13) (規則第13条第1項第3号及び附則第3項該当)	
昭和44年(不)第3号ほか476事案	審査の打切り(H17.12.7) (規則第13条第1項第6号該当)	